

事業者は、生物多様性に関わる重要な主体の1つとして、国内外を問わず、生物多様性に関する法律や国際ルール等を遵守することはもちろん、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいくことが期待されています。

この「第Ⅱ編 指針」は、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針を示しているものです。「第Ⅰ編 現状認識の共有」を踏まえて、生物多様性と事業者の関わりを認識し、自然共生社会、持続可能な社会の実現を目指す社会の一員として、長期的な観点で地球環境問題である生物多様性の問題に取り組む際の次のような基本的な考え方について述べています。

1. 理念：業者が取組を行う際の最も基本的な目標を、理念として記述しています。
2. 取組の方向：事業者が取組を開始する際に基本となる取組の方向について記述しています。
3. 取組の進め方：事業者が取り組むに当たって、はじめに行うこと、またその後の取組の進め方について記述しています。
4. 基本原則：生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むに当たって、理解すべき基本的な原則について記述しています。
5. 考慮すべき視点：事業者が具体的な取組を検討し、進めていく際に期待される主な視点を記述しています。

## 1. 理念

---

本指針は、次のような理念を根幹としています。

### 理念1：生物多様性の保全

多様な生態系、野生生物の種、地域個体群など遺伝子の多様性の保全等を、地域の自然的社会的条件に応じて行うこと。

### 理念2：生物多様性の構成要素の持続可能な利用

生物多様性の構成要素と、そこから得られる恵みの長期的な減少をもたらさない方法により、生物の多様性の構成要素を利用すること。

なお、事業者の実情は、規模、業種、立地、組織形態、事業内容、活動実態、活動場所(国内、国外)等の特性(以下、特性・規模等)によって様々ですので、それらに応じて活用していただくことを想定しています。

また、生物多様性条約の3つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分のうち、3番目の目的に密接に関連する「遺伝資源へのアクセスと利益配分」に関する事項については、「遺伝資源へのアクセス手引き」((財)バイオインダストリー協会、経済産業省)を御参照ください。

## 2. 取組の方向

事業者は、生物多様性の保全と持続可能な利用の確保のため、次の取組を行うことが望めます。

### ① 事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するよう努める。

生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むに当たり、事業者は自らの活動と生物多様性との関わりを把握することが期待されます。関わりを把握することで、事業者がどのような生物多様性の恵みに依存し、どのような影響を与えるかを理解し、取組の必要性に対する認識を高め、優先すべき取組の検討につなげていくことが期待されます。事業活動と生物多様性との関わりには、例えば、生物多様性の恵みである食べ物、木材、水といった自然資源の利用、土地の改変、投融資先の事業活動を通じての関わりなどがあります。

#### ① 生物多様性と事業者の関わり

▶ 第1編 第3章「生物多様性と事業者の関わり」(p.25～)参照

(事業者の活動等と生物多様性の俯瞰図(p.26～27)含む)

#### ① 関わり把握についてのヒント

▶ 参考1「取組の進め方の参考例」(p.46～、特にp.47)参照

▶ 参考2「事業者と生物多様性との関わり把握の参考例」(p.52～)参照

### ② 生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。

事業者は、上述の関わり把握を踏まえて、その事業活動の様々な場面において生物多様性に配慮することにより、その事業者全体としての生物多様性に及ぼす影響を低減し、生物多様性とその恵みを将来にわたって減少させないよう持続可能な利用をすることが期待されます。

その際には、事業者の特性・規模等を踏まえ、重要と考えられるものから順次取組を推進することが期待されます。

#### ① 生物多様性に配慮した事業活動についてのヒント

▶ 参考3「事業者の活動の主な場面別の取組」(p.63～)参照

▶ 参考5「具体的な取組の事例」(p.81～)参照

### ③ 取組の推進体制等を整備するよう努める。

事業者は、必要に応じて、取組を推進するための体制や環境管理システムを整備することが期待されます。

#### ① 取組全般についてのヒント

▶ 参考1「取組の進め方の参考例」(p.46～)参照

### 3. 取組の進め方

---

事業者は、特性・規模等に応じ様々なパターンで生物多様性に取り組むことができます。

取組を行っていない事業者については、以下のような進め方で、取組を開始することが考えられます。

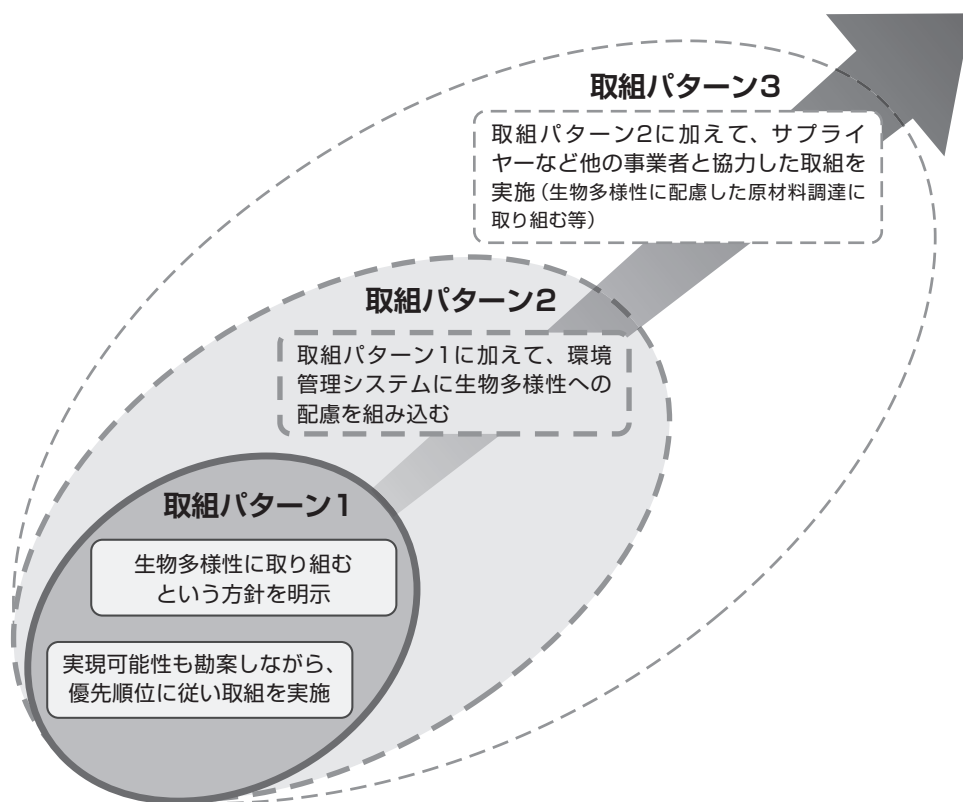
- (1) まず、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという姿勢を示す。
- (2) 自らの事業活動と生物多様性の関わりから、重要性の高い事項を特定し、優先順位の高いものから順次取り組むことが期待される。なお、その際、着実に成果をあげていくために、実現可能性を勘案しながら、段階的に取り組むアプローチ(ステップバイステップ・アプローチ)により取組を進めて行くことも効果的である。

既に取り組を始めている事業者は、これまでの取組を検証しながら、さらに取組を進めていくことが考えられます。

例えば、以下の図に示すように、生物多様性に取り組む方針を示し、生物多様性の保全等に関する個別の取組を進めるようなパターンから、サプライヤーなど他の事業者と協力した取組を展開するようなパターンまで、様々なパターンでの取組が考えられます。

また、生物多様性への影響が大きい事業者については、より積極的な取組を行うことが期待されます。

## ■ 取組のパターン例



## 4. 基本原則

---

次の3つを基本原則とします。

### 基本原則1：生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化

生物多様性の利用においては、社会経済活動の変化に伴い生物多様性が損なわれてきたこと、及び自然資源の利用により国内外の生物多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、土地と自然資源を持続可能な方法で利用するよう努めることが必要です。

### 基本原則2：予防的な取組<sup>7</sup>と順応的な取組<sup>8</sup>

生物多様性は、微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象も多く、一度損なわれた生物多様性を再生することは困難か、もしくは事実上不可能です。そのため、生物多様性の保全と持続可能な利用においては、科学的知見の充実に努めつつ、生物多様性を保全する予防的な取組方法や、事業等の着手後に生物多様性の状況を継続的にモニタリングしながら、その結果に科学的な評価を加え、これを事業等に反映させる順応的な取組方法を用いるよう努めることが必要です。

### 基本原則3：長期的な観点

生物多様性からは、長期的かつ継続的に多くの恵みがもたらされます。また、生物多様性に対する影響は、様々な要因が複雑に関係していることもあり、比較的長い期間を経て徐々に顕在化してきます。そのため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に当たっては、長期的な観点から生態系等の保全と再生に努めることが必要です。

---

7 予防的な取組とは、不確実性を伴う対象について、完全な科学的証拠が欠如していることを理由に対策を延期することをせず、科学的知見の充実に努めながら、対策を講じる取組です。

8 順応的な取組とは、基本的な情報が得られない、あるいは常に変動するなど、不確実性を伴う対象について、当初の予測がはずれる事態が起こりうることをあらかじめ考慮し、その対象のモニタリングを行いながらその結果にあわせて対応を変えるようなフィードバックを伴う取組です。特に、生態系の保全や再生に関して用いられることが多いです。生物多様性は複雑で常に変化し続けていることから、その全ては分かり得ないことを認識し、謙虚に慎重に行動することが大切だとされています。

## 5. 考慮すべき視点

事業者は、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むにあたり、次のような視点を持つことが期待されます。

### 視点1：地域重視と広域的・グローバルな認識

生物多様性の構成要素は、土地に固有あるいは土地と強い結びつきがあるものです。また、その地域に固有の生態系や種、遺伝子は、その地域から失われれば、地球上からも失われることとなります。それらの保全は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、地域重視の視点が大切となります。また、保全のための仕組みを考える際には、実際に活動を行っている現場の視点も大切です。

また、生物多様性はその地域の社会や文化等とも深いかわりがあることに鑑み、伝統的な生活様式、知識や工夫、慣行といった社会的・文化的な側面にも配慮する視点を持つことも大切です。

一方、生物多様性は、水や土砂の流れや動物の移動等を通じて広くつながっているとともに、それぞれ地域に固有の生物相互の結びつきにより成立しています。さらに、社会経済活動においては、事業者の活動の広域化に伴い、原材料や製品等の移動、投融資も含めた資金の流れ等により、アジア地域を中心とする世界各国と密接な関係があります。

そのため、流域規模及び地球規模の生物多様性に関するつながりや、生態系サービスのつながりを認識し、広域的・グローバルな視点を持って国内外の取組を進めることが大切です。特に、海外の資源に大きく依存している日本の現状を踏まえると、海外からの生物の持ち込みや持ち出しに伴う生態系への影響や、後述のサプライチェーンを考慮する視点も大切です。

### 視点2：多様なステークホルダーとの連携と配慮

国内外の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくには、情報公開を進めるとともに、事業者単独ではなく、関係する多様なステークホルダー（地方公共団体、NGO/NPO、地域住民、先住民族・コミュニティ等、地域の関係主体、あるいは、教育・研究機関、国の機関、国際機関等）と有機的かつ柔軟な連携を図る視点が大切となります。また、事業者間、異なる業種間での連携が効果を発揮する場合も想定されます。

また、操業地や原材料調達地での地域コミュニティ等、生物多様性を利用しているステークホルダー等へ配慮する視点も大切です。特にそれらの土地が途上国にある場合は、経済的な面だけでなく、生物多様性がその地

① ▶ 第I編 第2章「生物多様性を育む社会づくり」(p.23～)参照

② 多様なステークホルダーとの連携と配慮についてのヒント

▶ 参考1「取組の進め方の参考例」(p.46～、特にp.48～)、他多数参照

域の社会や文化等を形づくっていることに鑑み、伝統的な生活様式、知識や工夫、慣行といった社会的・文化的な側面を尊重する視点を持つことも大切です。

① 社会貢献活動についてのヒント

▶参考4「社会貢献活動」(p.79～)参照

**視点3：社会貢献**

事業者は、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる持続可能な社会があって、初めて成り立つ存在といえます。事業者は利潤を追求するなど経済的主体であると同時に、社会の一員として生物多様性への貢献が求められているという視点を持つことが大切です。

また、生物多様性に関する社会貢献活動を行う場合には、生物多様性への理解を深めつつ、生物多様性の保全と持続可能な利用に資することを目指して、その活動目的を明確にした上で、長期的な観点をもって活動するという視点を持つことが大切です。

① 地球温暖化対策等その他の環境対策との関連についてのヒント

▶参考7「記述に関連する参考情報」2①地球温暖化対策等その他の環境対策と生物多様性(p.122)参照

**視点4：地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連**

地球温暖化の進行により、生態系のかく乱や種の絶滅など生物多様性に対しても深刻な影響が生じることが危惧されています。このように、生物多様性は他の問題とも深い関わりがあります。

そのため、事業者が実施する温室効果ガスの排出削減や吸収源対策などの地球温暖化対策、廃棄物等の発生抑制や適正処分、循環資源の利用等の取組、公害防止対策、グリーン調達等が、生物多様性保全等に役立つ場合も多くあります。また、生物多様性保全等が地球温暖化対策等異なる分野に効果を発揮する場合も多くあります。さらに、地域貢献活動等と生物多様性保全等が関連する場合もあります。その一方で、ある取組を行うことが、異なる環境分野においては相反する効果を持っていることもあります。

このように、ある取組が異なる環境分野に関する課題や、地域の課題にも貢献することがあるという視点を持ち、分野横断的に、総合的、効果的に取組を進めていくことが大切です。

① サプライチェーンの考慮についてのヒント

▶参考2「事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例」(p.52～)参照

▶参考3「事業者の活動の主な場面別の取組」(1)原材料調達(p.64～)参照

**視点5：サプライチェーンの考慮**

事業者は、自社が直接管理できるもののほか、例えば原材料調達等を通じて他者による生物多様性の保全と持続可能な利用とも関わりを持っています。原材料を調達・使用する事業者は、サプライチェーンの長さ、複雑さにより、生産地やライフサイクルの把握が非常に困難な場合もあります



が、その一方で、国内外の生産地や、製品やサービスのライフサイクルで見ると、生物多様性に大きな影響を与えている場合があります。

生物多様性の保全と持続可能な利用を確保するためには、こうした生物資源の原材料調達等のサプライチェーンが全体として生物多様性の損失を招かないように、サプライチェーンの各段階の事業者が、それぞれの立場において協力しながら生物多様性に取り組むという視点を持つことが大切です。

#### **視点6：生物多様性に及ぼす影響の検討**

具体的な事業を行う場合には、生物多様性の保全について適正に配慮するために、その事業の特性を踏まえつつ、必要に応じ、地方公共団体、NGO/NPO、地元住民／コミュニティ等のステークホルダーと連携しつつ、必要な情報収集を行うこと等により、その事業に係る生物多様性に及ぼす影響の有無や程度を検討するという視点を持つことが大切です。その検討には、例えば、事業が行われる場所が生物多様性の保全上、保護価値が高い土地かどうかを確認することも含まれます。

#### **視点7：事業者の特性・規模等に応じた取組**

生物多様性との関わり方は、事業者の特性、規模等に応じて当然大きく異なりますが、全ての事業者が何らかの関わりをもっています。事業者の特性・規模等を踏まえ、それらの特徴を最大限に活かす取組を、生物多様性への影響の度合いなども踏まえながら、積極的に推進することが望まれます。

